

【配信】令和2年3月17日

【件名】新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る臨時休業中における校庭の開放について

【本文】

保護者様

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた臨時休業に対し、御理解御協力を賜り、御礼申し上げます。

このたび、児童生徒の健康保持の観点から運動する機会を確保するため、臨時休業中の市立小・中・高等・中等教育学校の校庭を開放いたしますのでお知らせします。

引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止に御協力くださいますようお願いいたします。

記

- 1 期間 3月18日（水）から3月31日（火）までの土・日曜日、祝日を含む毎日
- 2 時間 午前8時30分～午後4時
- 3 対象者 在校生及びその保護者
- 4 注意事項
 - (1) 毎日検温し、風邪症状（のどの痛みだけ、咳だけ、発熱だけなど軽いものも含む）がある場合は利用を控えてください。
 - (2) 利用する際はマスクを着用するか、咳エチケットのためのハンカチ、ティッシュ等を持参し、帰宅後は手洗いうがいを励行するなど、感染症対策をお願いします。また、水分補給のため、水筒持参等について御配慮ください。
 - (3) 利用の際、人と人とならざるべく密集しないようにすること、けが等のないよう十分注意することを、お子様に御指導ください。また、時間を決めて利用させるなど、長時間の利用とならないよう御配慮ください。
 - (4) 接触感染と事故防止のため遊具・鉄棒などの使用は禁止します。また、部活動も引き続き禁止です。
 - (5) 小学校においては、24日（火）に行われる卒業式の時間帯は開放いたしません。
 - (6) 学校から別途連絡がある場合は、その指示に従ってください。

<問い合わせ先>

さいたま市教育委員会

健康教育課 829-1678